

学習院水桜会個人情報保護規則

個人データの共同利用について

学習院水桜会は、令和6（2024）年4月14日付けで一般社団法人桜友会と個人データの共同利用に関する覚書を締結いたしました。共同利用については「学習院水桜会が保有する個人情報の共同利用について」をご参照ください。

なお、皆様からお預かりしている個人情報は引き続き厳重に管理し、学習院水桜会並びに一般社団法人桜友会で定めた個人情報の利用目的以外には使用いたしません。

以上

令和6（2024）年4月14日
学習院水桜会
会長 内田 暖

学習院水桜会個人情報保護基本方針

1. 学習院水桜会は、その活動のために取得、保有する個人情報の利用目的を明確にし、通知または公表するとともに、共同利用を含め、通知、公表した利用目的の範囲外の利用をすることなく、適正に取り扱います。
ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合は、この限りではないものとします。
2. 学習院水桜会は、本人の意図しない個人情報の利用、提供を防止し、また、個人情報の最新、正確さを確保するために、本人からの申し出を受け付ける窓口を明確にし、その申し出に適切な対応をします。
3. 学習院水桜会は、関連法令、規則を遵守します。
4. 学習院水桜会は、個人情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、不正アクセス、紛失、漏洩、改ざんなどに対する適切な対策を講じ、それらの防止に努めます。
また、万一事故が発生した場合には、その状況に応じ、通知または公表を含む適切な処置を講じ、二次被害の防止と再発の防止に努めます。
5. 個人情報管理責任者は以下とします。
会名：学習院水桜会
役職：学習院水桜会

令和6（2024）年4月14日
学習院水桜会
会長 内田 暖

学習院水桜会が取得、保有する個人情報の利用目的

令和6（2024）年4月14日

1. 学習院水桜会が取得し、保有する個人情報の利用目的は以下の通りとする。
 - (1) 総会・懇親会等の通知・案内
 - (2) 会費・寄付金の募集
 - (3) 学習院、学習院桜友会行事の伝達
 - (4) 会費・寄付金の収受管理
 - (5) 学習院桜友会の活動支援のための会員個人情報の提供
2. 前1項に定める目的以外の目的で取得または保有する個人情報を利用しない。
ただしあらかじめ本人の同意を得た場合はこの限りではない。

学習院水桜会が保有する個人情報の共同利用について

令和6（2024）年4月14日

1. 学習院水桜会は保有する個人情報を学習院桜友会と共同利用する。
2. 共同利用の範囲
学習院水桜会が保有する個人情報は公表した利用目的に基づき、学習院桜友会と共同利用をする。
3. 共同利用をする個人データの項目
共同利用する項目は以下
姓名、旧姓名、学部（研究科）、学科（専攻）、卒業年次（途中退学含む）、
在籍学校、勤務先情報、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、
電子メールアドレス、物故情報
都度それぞれ必要とする項目を共同利用する。
4. 共同利用をする目的
学習院桜友会の活動支援、学習院水桜会活動の活性化、会員相互の親睦の推進等を実現するため、学習院桜友会との個人情報の共同利用を行なう。
5. 個人データの管理責任部署
学習院水桜会事務局
6. 個人情報の共同利用は、公表した個人情報の利用目的に定められた範囲に限るものとする。ただし、あらかじめ本人の同意を得た場合はこの限りではない。

個人データの開示請求について

個人データの開示、変更、非公開等の申し出は学習院水桜会に関しては学習院水桜会事務局で、また桜友会保有の個人データの開示、変更、非公開については桜友会事務局（TEL03-3988-3288）で対応いたします。

個人データの共同利用に関する覚書

一般社団法人学習院桜友会（以下「甲」という。）と学習院水桜会（以下「乙」という。）は、甲及び乙がそれぞれ保有する個人データを相互に共同利用することについて、それぞれが個人のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関する法律その他の法令の定めに従うとともに、遵守すべき事項を以下の通り定め、覚書を取り交わすものとする。

（共同利用の目的）

第1条 甲及び乙は、次の各号に掲げる甲又は乙の業務遂行及び協力関係の発展という目的のために、甲が保有する卒業生に関わる個人データ並びに乙が保有する乙の会員の個人データを、相手方に対し提供し、相互に共同利用するものとする。

- (1) 学習院水桜会総会・懇親会等の通知・案内
- (2) 会費・寄付金の募集
- (3) 学習院、学習院桜友会行事の伝達
- (4) 会費・寄付金の収受管理
- (5) 学習院桜友会の活動支援のための会員個人情報の提供
- (6) その他、甲または乙が規定する個人情報の利用目的に係る業務

（提供の要請）

第2条 甲又は乙は、前条に規定する共同利用の目的のために、相手方の保有する個人データの提供を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書を提出し、相手方の承認を受けるものとする。

- (1) 個人データの共同利用を必要とする業務名
- (2) 提供を求める個人データの対象者及び項目
- (3) 提供を求める期日又は時期
- (4) 個人データの授受の方法
- (5) 提供を受ける個人データの管理責任者及び取扱者名
- (6) その他、甲又は乙が必要とする事項

（提供する項目）

第3条 甲が乙に提供し共同利用する個人データは、次の各号に掲げるもののうち乙が要請するものとする。

甲の会員に関わる項目

姓名、旧姓名、卒業年次（途中退学含む）、卒業学校・学部（研究科）・学科（専攻）、勤務先情報、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、物故情報

2 乙が甲に提供し共同利用する個人データは、次の各号に掲げるもののうち甲が要請するものとする。

乙の会員に関わる項目

姓名、旧姓名、卒業年次（途中退学含む）、卒業学校・学部（研究科）・学科（専攻）、勤務先情報、住所、郵便番号、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス、物故情報

(個人データの引き渡し)

第4条 甲又は乙は、第2条の要請に基づき相手方から收受した個人データについて、その受領後、あらかじめ合意した期間内に要請した項目との整合性を検査し不一致が無ければ、その旨を相手方に通知し、引渡しの完了とする。

2 前項の検査において不一致が発見された場合は、甲乙協議の上、これを解決するものとする。

(適正管理)

第5条 甲及び乙は、相手方から收受した個人データの保護及び維持のため、次の各号に掲げる事項について適切な措置を講じるものとする。

(1) 紛失、毀損又は破損の防止

(2) 相互に合意した共同利用の目的以外への流用、改ざん及び漏洩の防止

2 甲及び乙は、相手方から收受した個人データの第三者への漏洩が明らかになった場合、相手方に対しその詳細を直ちに報告し、その漏洩が甲又は乙の責に帰すべきことが証明されたときは、相手方が求める損害賠償を含む必要な措置に応じるものとする。

3 甲及び乙は、第1条に規定する業務が終了し、相手方から收受した個人データが不要となった場合は、速やかに消去又は相手方に返却するものとする。

(外部委託)

第6条 甲及び乙は、相手方から收受した個人データの取扱いを第三者に委託する場合は、前条第1項に掲げる事項を防止するために適切な措置を講じるものとする。

(協議)

第7条 本覚書の定めに疑義を生じた場合及び本覚書に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保持するものとする。

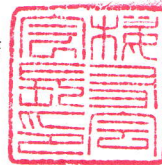
令和6(2024)年4月14日

甲 東京都豊島区目白一丁目5番1号

学習院内

一般社団法人 学習院桜友会

会長 東園 基政



乙 東京都港区南青山4丁目24番9号301

会名：学習院水桜会 水泳部

役職：会長

名前：内田 暖

昭和51年法学部卒

